

堺市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月30日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

文化観光局

(観光部、スポーツ部、国際部、文化部、博物館)

第3 監査の対象期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和3年10月31日)

ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和4年3月30日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 文化部 文化課

(1) 堺市所蔵作品等の管理活用について

所蔵する美術作品等を適切に維持管理するとともに、市民がこれらの作品等に身近に触れられる機会を創出している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 文化部 文化財課

(1) 国際文化使用料(山口家住宅入館料、清学院入館料)について

堺市立町家歴史館条例に基づき、歴史館入館料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 博物館 学芸課

(1) 社会教育使用料(博物館観覧料)について

堺市博物館条例に基づき、博物館観覧料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 土地の貸付けに伴う負担金の請求

堺市文化観光拠点来訪者サービス施設整備事業において、事業者と事業用定期借地権設定契約を締結し、土地の貸付けを行っている。また、事業者は、当該土地の使用に付随して隣接する市所有の駐車場を利用しているため、利用割合に応じた駐車場管理に要する費用（以下「駐車場管理負担金」という。）を負担することとしている。

市と事業者は、令和2年4月以降の駐車場管理負担金を改定する覚書を締結したにもかかわらず、同年4月分の駐車場管理負担金について、既に改定前の金額で請求していたため、改定による増額分を追加で請求すべきところ、当該増額分を請求していなかった。

（観光部 観光推進課）

イ 公有財産台帳等の記載

公有財産台帳及び公有財産貸付台帳について、前回の監査（平成30年度）においても同様の台帳の記載誤り等を指摘されていたにもかかわらず、以下のものがあった。

(ア) 美原総合スポーツ施設の公有財産台帳（建物）において、台帳表面の床面積及び価額の現在高について記載漏れ及び記載誤りがあった。

（スポーツ部 スポーツ施設課）

(イ) 西文化会館における自動販売機の設置に係る土地及び建物の一部の貸付けについて、令和3年3月に貸付面積が変更されていたにもかかわらず、その変更内容を公有財産貸付台帳に記載していなかった。

（文化部 文化課）

ウ 契約書における貸付面積

初芝体育館及び初芝野球場に係る公有財産賃貸借契約、みなと堺グリーンひろばに係る自動販売機設置契約について、自動販売機及び回収ボ

ックスが設置されているにもかかわらず、誤って回収ボックスの設置面積を含めずに契約を締結していた。

(スポーツ部 スポーツ施設課)

[公有財産の有効活用について (意見)]

竹城台倉庫 (南区竹城台/敷地面積 2,058.88 m²、延床面積 1,630.44 m²) は、元南第二環境事業所であり、平成 26 年 4 月から文化課が所管し、ヒストリックカーの保管場所として利用されていた。平成 29 年 6 月以降、堺市ヒストリックカー・コレクション活用事業 (事業期間:平成 29 年 6 月~令和 4 年 6 月) として民間事業者ヒストリックカーを貸し付けており、当該倉庫は文書等の保管場所として利用する状態となっている。利用状態を確認したところ、令和 3 年 12 月時点においては他部局の利用を含め 774.23 m²の利用に留まっており、令和 4 年 3 月には 596.23 m²まで縮小することが見込まれるとのことであった。

堺市ヒストリックカー・コレクション活用事業の効果として、市では、ヒストリックカーの有効活用を図るとともに、保管場所 (竹城台倉庫) の他用途への転用を見込んでいたが、当該倉庫の一部を文書等の保管場所として利用しているのみであり、他用途への転用が十分に図られていたとは言い難い状態であった。

これまでも堺市ヒストリックカー・コレクション活用事業の継続なども検討していたとのことであるが、公有財産の有効活用を促進する観点からも、長期的なヒストリックカーの活用方針を決定するとともに、関係部局と調整の上で、更なる当該倉庫の活用に向けた取組を積極的に進められたい。

(文化部 文化課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 委託業務における業務報告書

白鷺公園警備業務の仕様書では、令和 3 年 4 月から 9 月までの業務時間を午前 6 時 30 分から午後 7 時 30 分としている。

しかし、業務時間が午前 6 時 30 分から午後 5 時 30 分までとなっている業務報告書 (同年 4 月から 9 月分) を受け取っていた。

イ 委託業務の履行確認

みなと堺グリーンひろば等除草・清掃業務の仕様書では、除草等のほ

か、トイレ7か所及びトイレ以外1,300㎡を清掃することとされているが、トイレ以外1,300㎡の清掃場所及び作業内容が明確に定められていなかった。

また、受注者から提出された業務実施計画書では、作業完了後に、完了届（3か月ごと）とともに作業日報、作業写真等を提出することとしているが、トイレ以外1,300㎡の清掃について、受注者から作業日報による報告及び作業写真の提出を受けていなかった。

（以上 スポーツ部 スポーツ施設課）

ウ 業務従事者の確認

大仙公園周辺における雑踏警備等業務について、警備報告書を確認したところ、受注者から提出を受けていた業務従事者名簿に記載されていない者が業務に従事している日があった。

エ 受注者からの報告書類の確認

百舌鳥古墳群ビジターセンター管理運営業務の仕様書では、受注者が運営する物販スペースの商品毎売上状況等を記載した物販状況の報告を毎月行うこととしている。

しかし、令和3年8月分の物販状況の報告を確認したところ、当該業務の範囲外の売上げを含めた金額を物販スペースの売上金額とする報告書の提出を受けていた。

（以上 文化部 世界遺産課）

(3) 負担金について

負担金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の検査

堺ナイトマーケット開催経費に関する事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、取扱終了時に、収支整理者及び出納取扱

者以外の所属職員のうちから検査員を選定し、出納に関する証拠書類の検査をさせることとしている。

しかし、当該公金外現金の令和2年度の検査実施状況を確認したところ、出納取扱者と同一の者を検査員に選定し、検査を実施していた。

(観光部 観光推進課)

イ 公金外現金の管理

(ア) 堺市民オリンピック委員会の事務で扱っている公金外現金について、出納簿に記載する金額を誤っており、預金通帳の残高と出納簿の金額が一致していなかった。

また、与謝野晶子倶楽部の事務で扱っている公金外現金について、出納簿（兼収支整理簿）に記載する金額を誤っており、預金通帳の残高と出納簿（兼収支整理簿）の金額が一致していなかった。

(スポーツ部 スポーツ推進課、文化部 文化課)

(イ) 堺・パークレー協会の事務で扱っている公金外現金に係る現金出納簿（兼収支整理簿）において、預金口座に対する入出金の記載がなかったものや、払出しの日付を誤っているものがあつた。また、現金を収受した日にその内容を記載していないものがあつた。

(ウ) 堺・パークレー協会、堺日中友好協会、堺ウェリントン協会の事務で扱っている各公金外現金（周年事業積立口座）について、取扱いの規定では、収入するときは収入荷を作成すべきところ、収入荷が作成されていなかった。

(以上 国際部 国際課)

ウ 切手等受払簿の整理

(ア) 堺市民オリンピック委員会の事務で扱っている公金外現金について、受払簿で管理されていない往復はがき（100円）が8枚あつた。

(スポーツ部 スポーツ推進課)

(イ) 切手等受払簿において、所属長や事務局長の決裁を受けずに、切手の払出しを行っているものがあつた。

(国際部 国際課)